

シカ・イノシシの飼料・ペットフード・肥料への利用を検討されるみなさまへ

シカは、ペットフードへの利用が、イノシシは、ペットフード、飼料、肥料への利用がそれぞれ可能です。

ただし、牛等のプリオン病(BSE等)の発生を防止するため、以下のとおり用途が限定されるとともに製造管理^(※)を行うことが求められます。

(※)プリオン病が発生した動物の肉骨粉が牛用飼料へ混入することを防止するための管理措置です。

製造・販売にあたっては、関係法令の遵守が必要となりますので、詳しくは次ページ以降をご参照ください。

シカやイノシシのジャーキー、骨のおしゃぶり、ふりかけ^{※1}は、ペットフード用として利用可能です。

※1 肉、内臓や骨などの加工品

イノシシの肉骨粉は、ペットフード、飼料や肥料として利用可能です。

シカの肉骨粉は、ペットフード、飼料や肥料として利用できません。



表 シカやイノシシを原料とする肉骨粉の用途別の規制

○：利用可能 ×：利用禁止

肉骨粉の由来	飼料 (下段は給与対象)			ペットフード	肥料
	牛	豚・鶏	魚		
シカ	×	×	×	×	×
イノシシ	×	○	○	○	○

シカやイノシシを活用した主な加工品

種類	原 料	製造方法、用途等
ジャーキー 	肉 内臓	シカやイノシシの肉や内臓を乾燥させたものであり、ペットフードとして活用可能です。
おしゃぶり 	骨	シカやイノシシの骨を加工したものであり、ペットフードとして活用可能です。
ふりかけ 	肉 骨など	シカやイノシシの肉、骨などを乾燥・粉砕した粉状のものであり、ペットフードとして活用可能です。 ただし、肉骨粉と同様に粉状であることから、肉等の原料の受入から製品のパッケージ化まで、同一施設で製造する必要があります。
肉骨粉  ※ 肉骨粉の写真はシカやイノシシ由来のものではありません。	肉 内臓 脂肪 骨 皮	原料を粉砕後、加熱・圧搾し、油脂を抽出した後の残さを乾燥・粉砕したものです。 イノシシ肉骨粉は、確認手続きを行えば、ペットフード、飼料や肥料用原料として製造可能です。 <u>シカ肉骨粉は、ペットフード、飼料、肥料のいずれの用途にも製造できません。</u>

製造、販売にあたっての用途ごとの留意点

1 飼料の製造、販売

- 飼料の製造、販売については、安全な畜産物の生産等のため、飼料安全法により規制されています。
- イノシシのと体や残さを原料として、飼料用肉骨粉を製造するにあたっては、次のような条件を満たす必要があります。
 - ・捕獲前に死亡しているなどの異常な個体をつかわないこと
 - ・銃弾を確実に除去すること
 - ・シカ等の他の野生鳥獣の処理工程と完全に分離された工程で処理された残さを
用いること
- 詳しくは、(独)農林水産消費安全技術センターのホームページに、飼料用の動物
由来たん白質の製造に関する条件や手続きについて掲載していますので、ご参照
ください。

http://www.famic.go.jp/ffis/feed/sub2_kakunin.html



2 ペットフードの製造、販売

- ペットフードの製造、販売については、ペットの健康保護のため、ペットフード安全法
により規制されており、ペットフードを製造する場合は、届出の手続きが必要です。
- ペットフードの製造にあたっては、野生獣肉の原料を十分に加熱するなど、
寄生虫・細菌等に注意する必要があります。
- ペットフード用の肉骨粉の製造にあたっては、飼料用肉骨粉と同様に適正な管理が
必要です。詳しくは(独)農林水産消費安全技術センターのホームページを御参照く
ださい。

<http://www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/petfood/>



http://www.famic.go.jp/ffis/feed/sub2_kakunin.html



3 肥料の生産、販売

- 肥料の生産、販売は、肥料の品質の確保等に関する法律により規制されています。
- イノシシのと体や残さを原料として、肥料を生産するに当たっては、次のような条件
を満たす必要があります。
 - ・捕獲前に死亡しているなどの異常な個体をつかわないこと
 - ・銃弾を確実に除去すること
 - ・シカの他に、野生鳥獣の処理工程と完全に分離された工程で処理された残さを
用いること
 - ・牛等が食べないように、化学肥料と混ぜること
- 肥料では、イノシシを除き、シカ(ニホンジカの他にキョン等の外来種を含む)やクマ
等の野生動物の利用は認められておりません。
- 詳しくは、(独)農林水産消費安全技術センターのホームページを御参照
ください。 http://www.famic.go.jp/ffis/feed/tuti/13_4104.html



問い合わせ先

■（ペットフードの製造に関する届出手続きについて）

農政局等	区 域	窓 口	電話番号
北海道 農政事務所	北海道	消費・安全部 畜水産安全管理課	011-330-8816
東北農政局	青森、岩手、宮城、秋田、 山形、福島	消費・安全部 畜水産安全管理課	022-745-9383
関東農政局	茨城、栃木、群馬、埼玉、 千葉、東京、神奈川、 山梨、長野、静岡	消費・安全部 畜水産安全管理課	048-740-5065
北陸農政局	新潟、富山、石川、福井	消費・安全部 畜水産安全管理課	076-232-4106
東海農政局	岐阜、愛知、三重	消費・安全部 畜水産安全管理課	052-223-4670
近畿農政局	滋賀、京都、大阪、兵庫、 奈良、和歌山	消費・安全部 畜水産安全管理課	075-414-9000
中国四国農政局	鳥取、島根、岡山、広島、 山口、徳島、香川、愛媛、 高知	消費・安全部 畜水産安全管理課	086-224-4511 (内線2394)
九州農政局	福岡、佐賀、長崎、熊本、 大分、宮崎、鹿児島	消費・安全部 畜水産安全管理課	096-211-9255
内閣府 沖縄総合 事務局	沖縄	農林水産部 消費・安全課	098-866-1672

■（ペットフード、飼料、肥料用の肉骨粉に関する製造手続について）

独立行政法人 農林水産消費安全技術センター

センター	区 域	窓 口	電話番号
札幌センター	北海道	肥飼料検査課	050-3797-2716
仙台センター	青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島	肥飼料検査課	050-3797-1893
本部 (肥飼料安全検査部)	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、 東京、神奈川、新潟、山梨、長野、静岡	飼料管理課 肥料管理課	050-3797-1857 050-3797-1854
名古屋センター	岐阜、愛知、三重、富山、石川、福井	飼料検査課 肥料検査課	050-3797-1902 050-3797-1901
神戸センター	滋賀、京都、兵庫、奈良、和歌山、大阪、 鳥取、島根、岡山、広島、徳島、香川、 愛媛、高知	飼料検査課 肥料検査課	050-3797-1915 050-3797-1914
福岡センター	山口、福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、 宮崎、鹿児島、沖縄	飼料検査課 肥料検査課	050-3797-1921 050-3797-1920

■（ペットフード安全法、飼料安全法、肥料の品質の確保等に関する法律全般について）

農林水産省消費・安全局

＜ペットフード・飼料＞ 畜水産安全管理課 電話 03-3502-8111(内線4546、4537)

＜肥 料＞ 農産安全管理課 電話 03-3502-8111(内線4508)